

## ○ 大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件

（平成十一年九月十四日）  
文部省告示第百七十五号

最終改正 令四・九・三十文科告百三十

大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第九条の規定に基づき、大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について次のように定め、平成十一年九月十四日から適用する。

- 一 大学院には、専門分野の別に応じ専攻ごとに、不可欠な教育研究実施組織として、別表第一及び別表第二に定めるところにより、大学院設置基準第九条第一項各号に掲げる資格を有する教員（以下「研究指導教員」という。）を置くとともに、それらの表のその他の教育研究実施組織の欄に定める研究指導の補助を行い得る教員（以下「研究指導補助教員」という。）を置くものとする。
- 二 別表第一及び別表第二のその他の教育研究実施組織の欄に定めのない場合においても、それらの表に定める研究指導教員の数と同数の研究指導補助教員を置くものとする。
- 三 第一号に定めるもののほか、別表第三に定めるところにより、学生の収容定員に応じ、必要な数の研究指導教員を置くものとする。
- 四 研究科等連係課程実施基本組織を置く場合は、当該研究科等連係課程実施基本組織を一の専攻とみなして、別表第一の表の中欄に定める数の研究指導教員を置くとともに、同表の下欄に定める数の研究指導補助教員を置くものとする。
- 五 第一号から第三号までの規定にかかわらず、共同教育課程を編成する専攻には、それぞれの大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻とみなして第一号から第三号までの規定を適用して得られる研究指導教員の数（次号において「全体研究指導教員数」という。）及び研究指導補助教員の数（次号において「全体研究指導補助教員数」という。）をこれらの専攻に係る収容定員の割合に応じてそれぞれ按分した数（その数に一に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。ただし、その数が一に満たないときは一とする。以下それぞれ「大学院別研究指導教員数」及び「大学院別研究指導補助教員数」という。）の研究指導教員及び研究指導補助教員を置くものとする。

六 前号の規定による当該共同教育課程を編成する専攻に係る大学院別研究指導教員数の合計が全体研究指導教員数に満たないとき又は当該共同教育課程を編成する専攻に係る大学院別研究指導補助教員数の合計が全体研究指導補助教員数に満たないときは、その不足する数の研究指導教員又は研究指導補助教員をいずれかの大学院の当該共同教育課程を編成する専攻に置くものとする。

七 第五号の規定による当該共同教育課程を編成する専攻に係る大学院別研究指導教員数が、当該専攻の専門分野の別に応じ、別表第一又は別表第二に定める研究指導教員の数（以下この号において「最小大学院別研究指導教員数」という。）に満たないときは、前二号の規定にかかわらず、当該専攻に係る研究指導教員の数は、最小大学院別研究指導教員数以上とする。この場合において、当該最小大学院別研究指導教員数から前二号の規定を適用するとしたならば当該専攻に置くものとされる研究指導教員の数を減じた数の研究指導教員については、他の大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻の研究指導教員がこれを兼ねることができる。

八 工学を専攻する研究科以外の基本組織を置く場合は、別表第一の表の中欄に定める数に当該研究科以外の基本組織における専攻分野の数を乗じた数の研究指導教員を置くとともに、原則として、同表の下欄に定める数に当該研究科以外の基本組織における専攻分野の数を乗じた数以上置くものとする。

**附 則**（平一九・一二・一四文科告一四二）

この告示は、大学院設置基準の一部を改正する省令の施行の日（平成十九年十二月十四日）から施行する。

**附 則**（平二〇・一一・一三文科告一六五）

この告示は、平成二十一年三月一日から施行する。

**附 則**（平二六・一一・七文科告一六一）

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

**附 則**（平三〇・六・二九文科告一五三）

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行の際、現に設置されている大学院を置く大学の工学を専攻する研究科以外の基本組織に係る専任教員の数については、当分の間、なお従前の例によることができる。

**附 則**（令元・八・一三文科告五四）

この告示は、公布の日から施行する。

**附 則**（令四・九・三〇文科告一三〇）

この告示は、公布の日から施行する。



工学関係		四	原則として、研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて七以上とする。
農学関係		四	修士課程は、研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて六以上とする。 博士課程は、研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて八以上とする。
獣医学関係		四	研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて八以上とする。
薬学関係		八	研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて十四以上とする。二専攻以上を置くときは、専攻ごとに、研究指導教員数を五、研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて九以上とする。
家政関係		四	原則として、研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて六以上とする。
美術関係	絵画専攻 デザイン専攻 建築専攻 工芸専攻 芸術学専攻 彫刻専攻 写真専攻	四 四 四 四 四 四 四 四	研究指導補助教員数は、研究指導教員数の半数以上を置くものとする。 芸術学専攻を置かない研究科にあつては、上記の研究指導教員数以外に、基礎理論（美学、美術学）の分野に研究指導教員数を一以上を置くものとする。
音楽関係	楽器専攻 声乐専攻 作曲専攻 音楽学専攻 音楽教育学専攻 指揮専攻	四 三 二 二 一 一 一	研究指導補助教員数は、研究指導教員数の半数以上を置くものとする。 楽器専攻は、研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて五以上とし、鍵盤楽器及び弦楽器の各分野に研究指導教員を、管・打楽器の各分野に研究指導教員又は研究指導補助教員を欠いてはならない。
体育関係		四	原則として、研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて八以上とする。
保健衛生学関係		六	

備考

- 一 学際領域等上記の区分により難い専門分野に係る研究指導教員数等については、最も関連深い分野における専攻の例による。それによることが適当でない場合には、別に定める。
- 二 研究指導教員の三分の二以上は、原則として教授でなければならない。
- 三 昼間又は夜間において授業を行う大学院（以下「通学制大学院」という。）が通信教育を併せ行う場合は、通学の課程、通信教育の課程のそれぞれについて、課程を担当する教員がこの表及び別表第二に定めるとおり配置されていなければならない。この場合、当該専攻の研究指導教員又は研究指導補助教員が通学の課程及び通信教育の課程の両方の課程を担当することができる。

別表第二

専門分野	課程	研究指導 教員数	その他の教育研究実施組織
医学系	修士課程 博士課程	六 三十	研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて六十以上とする。 研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて十二以上とする。
歯学系	修士課程 博士課程	五 十八	研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて十以上とする。

別表第三

通学又は通信教育の課程	専門分野	研究指導教員一人当たりの学生の収容定員
修士課程	人文社会科学系 自然科学系 医学、歯学系	二十人 十四人 八人
博士課程	人文社会科学系 自然科学系 医学、歯学系	二十人 十五人 八人
前期及び後期の課程に区分する博士課程の前期の課程	人文社会科学系 自然科学系	二十人 十四人
前期及び後期の課程に区分する博士課程の後期の課程	人文社会科学系 自然科学系	十二人 九人

## 備考

一 学際領域等上記の区分により難しい専門分野に係る研究指導教員数等については、最も関連深い分野における専攻の例による。それによることが適当でない場合には、別に定める。

二 通学制大学院が通信教育を併せ行う場合の通信教育の学生収容定員は、この表に定めるところによる。

この場合の当該専攻の研究指導教員数（通信教育のみを担当する教員も含む。）については、別表第一、別表第二及びこの表により通学の課程に必要とされる研究指導教員数に、通信教育の学生収容定員に応じた研究指導教員数を加えるものとする。